

FIT でんき（再生可能エネルギー）

料金表〔特別措置〕

〔低圧〕

ソフトバンクでんき（Powered by SBパワー）

平成 30 年 7 月 1 日実施

SB パワー 株 式 会 社

## FIT でんき（再生可能エネルギー）料金表 [低圧] [特別措置]

### 目 次

1	対象となるお客さま.....	1
2	料金表等の変更.....	1
3	電気料金単価に係る消費税等相当額.....	1
4	北海道エリアの場合の電気料金.....	1
	(1) FIT でんきプラン（再生可能エネルギー）S [従量電灯 B 相当] .....	1
	(2) FIT でんきプラン（再生可能エネルギー）L [従量電灯 C 相当] .....	2
5	東京エリア（関東エリア）の場合の電気料金.....	2
	(1) FIT でんきプラン（再生可能エネルギー）S [従量電灯 B 相当] .....	2
	(2) FIT でんきプラン（再生可能エネルギー）L [従量電灯 C 相当] .....	3
6	関西エリアの場合の電気料金.....	3
	FIT でんきプラン（再生可能エネルギー）A [従量電灯 A 相当] .....	3
7	解約事務手数料.....	4
8	請求書発行手数料.....	4
9	通信サービスとあわせて契約する場合の特典.....	4
10	延滞利息.....	4
11	燃料費調整.....	4
12	その他.....	5
附	則.....	6

## FIT でんき（再生可能エネルギー）料金表[低圧]〔特別措置〕

### 1 対象となるお客さま

このFIT でんき（再生可能エネルギー）料金表[低圧]〔特別措置〕（以下「この特措料金表」といいます。）は、当社の電気需給約款[低圧]（平成 30 年 7 月 1 日実施。以下「需給約款」といいます。）の実施日前に、FIT でんきプラン（再生可能エネルギー）が適用されているお客さまで、かつ、需給約款附則 3（FIT でんきプラン（再生可能エネルギー）のお客さまについての特別措置）の対象となるお客さまに適用いたします。

なお、需給約款実施日において、この契約種別の新たな申込み受付は行なっておりません。

### 2 料金表等の変更

- (1) 当社は、この特措料金表を変更する場合には、需給約款第 2 条（需給約款の変更）を適用いたします。
- (2) 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この特措料金表または需給約款を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後のFIT でんきプラン（再生可能エネルギー）料金表[低圧]〔特別措置〕または電気需給約款[低圧]によります。

### 3 電気料金単価に係る消費税等相当額

この特措料金表の電気料金単価には、消費税等相当額を含まない単価を記載しており、( ) 内へ消費税等相当額を含んだ単価を記載しております。

### 4 北海道エリアの場合の電気料金

- (1) FIT でんきプラン（再生可能エネルギー）S〔従量電灯 B 相当〕

#### イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	310 円 00 銭 (334 円 80 銭)
契約電流 15 アンペア	465 円 00 銭 (502 円 20 銭)
契約電流 20 アンペア	620 円 00 銭 (669 円 60 銭)
契約電流 30 アンペア	930 円 00 銭 (1,004 円 40 銭)
契約電流 40 アンペア	1,240 円 00 銭 (1,339 円 20 銭)
契約電流 50 アンペア	1,550 円 00 銭 (1,674 円 00 銭)
契約電流 60 アンペア	1,860 円 00 銭 (2,008 円 80 銭)

#### ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	21円58銭 (23円30銭)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	27円25銭 (29円42銭)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	30円59銭 (33円03銭)

#### ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の電気料金は、次の最低月額料金および需給約款別表1(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	228円00銭 (246円24銭)
---------	-------------------

### (2) FIT でんきプラン (再生可能エネルギー) L [従量電灯C相当]

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	310円00銭 (334円80銭)
-------------------	-------------------

#### ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	21円58銭 (23円30銭)
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	27円25銭 (29円42銭)
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	30円59銭 (33円03銭)

## 5 東京エリア (関東エリア) の場合の電気料金

### (1) FIT でんきプラン (再生可能エネルギー) S [従量電灯B相当]

#### イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペア	260円00銭 (280円80銭)
契約電流15アンペア	390円00銭 (421円20銭)
契約電流20アンペア	520円00銭 (561円60銭)
契約電流30アンペア	780円00銭 (842円40銭)
契約電流40アンペア	1,040円00銭 (1,123円20銭)
契約電流50アンペア	1,300円00銭 (1,404円00銭)
契約電流60アンペア	1,560円00銭 (1,684円80銭)

#### ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	17円89銭 (19円32銭)
---------------------------	-----------------

120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 84 銭 (25 円 74 銭)
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27 円 51 銭 (29 円 71 銭)

#### ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の電気料金は、次の最低月額料金および需給約款別表 1(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	214 円 40 銭 (231 円 55 銭)
---------	-------------------------

### (2) FIT でんきプラン (再生可能エネルギー) L [従量電灯 C 相当]

#### イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	260 円 00 銭 (280 円 80 銭)
---------------------	-------------------------

#### ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 89 銭 (19 円 32 銭)
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 84 銭 (25 円 74 銭)
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27 円 51 銭 (29 円 71 銭)

## 6 関西エリアの場合の電気料金

### FIT でんきプラン (再生可能エネルギー) A [従量電灯 A 相当]

電気料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

なお、平成 30 年 7 月 1 日以前の検針日または計量日から平成 30 年 7 月 1 日以降の最初の検針日の前日または最初の計量日の前日までに使用される電気には A 表を、平成 30 年 7 月の検針日または計量日以降に使用される電気には B 表を適用いたします。

#### [A 表]

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	303 円 38 銭 (327 円 65 銭)
電 力 量 料 金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 12 銭 (19 円 56 銭)
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	24 円 01 銭 (25 円 93 銭)
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27 円 45 銭 (29 円 64 銭)

#### [B 表]

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	310 円 02 銭 (334 円 82 銭)
電 力 量	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの	18 円 30 銭 (19 円 76 銭)

料 金	1キロワット時につき	
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで の1キロワット時につき	23 円 23 銭 (25 円 08 銭)
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につ き	26 円 36 銭 (28 円 46 銭)

## 7 解約事務手数料

需給約款第 42 条（解約事務手数料の申受け）に該当する場合の解約事務手数料は、次の金額といたします。

1 需給契約につき	500 円 00 銭 (540 円 00 銭)
-----------	-------------------------

## 8 請求書発行手数料

お客さまが書面による電気料金に係る請求書の発行を希望される場合は、次の金額を申し受けます。また、当該請求書発行手数料は、原則として当該月の電気料金とあわせて請求いたします。

請求書 1 通につき	100 円 00 銭 (108 円 00 銭)
------------	-------------------------

## 9 通信サービスとあわせて契約する場合の特典

ソフトバンク株式会社の携帯電話または固定通信サービス等（以下「通信サービス」といいます。）に係る契約と電気需給契約とをあわせて契約する場合は、FIT でんきプランの契約種別に応じて、通信サービスのご利用料金から、1 月につき次の金額を割引いたします。なお、当該割引の適用は、通信サービスの利用料金がお客さまに請求された月から起算して 24 月目までといたします。

FIT でんきプラン(再生可能エネルギー)S	185 円 19 銭 (200 円 00 銭)
FIT でんきプラン(再生可能エネルギー)L	185 円 19 銭 (200 円 00 銭)
FIT でんきプラン(再生可能エネルギー)A	185 円 19 銭 (200 円 00 銭)

## 10 延滞利息

需給約款第 25 条（延滞利息）(2)に定める係数は、次のとおりといたします。

係 数	8
	108

## 11 燃料費調整

需給約款別表 2（燃料費調整）における  $\alpha$ 、 $\beta$  および  $\gamma$  の値または基準単価、基準燃料価格および上限価格は、供給区域に応じ、次の付表のとおりといたします。

なお、関西エリアに限っては、平成 30 年 7 月 1 日以前の検針日または計量日から平成 30 年 7 月 1 日以降の最初の検針日の前日または最初の計量日の前日までに使用される電気には付表 A を、平成 30 年 7 月の検針日または計量日以降に使用される電気には付表 B を適

用いたします。

〔付表 A〕

供給区域	$\alpha$ 、 $\beta$ および $\gamma$ の値	基準単価 〔1キロワット時につき〕 (最低料金が適用される場合)	基準燃料価格	上限価格
北海道エリア	$\alpha = 0.4699$	19 銭 3 厘	37,200 円	55,800 円
	$\beta = 0.7879$			
	$\gamma = 0.0000$			
東京エリア	$\alpha = 0.1970$	22 銭 8 厘	44,200 円	66,300 円
	$\beta = 0.4435$			
	$\gamma = 0.2512$			
関西エリア	$\alpha = 0.2985$	21 銭 1 厘 (3 円 15 銭 9 厘)	40,700 円	61,100 円
	$\beta = 0.2884$			
	$\gamma = 0.4300$			

〔付表 B〕

供給区域	$\alpha$ 、 $\beta$ および $\gamma$ の値	基準単価 〔1キロワット時につき〕 (最低料金が適用される場合)	基準燃料価格	上限価格
関西エリア	$\alpha = 0.0140$	16 銭 2 厘 (2 円 43 銭 0 厘)	27,100 円	40,700 円
	$\beta = 0.3483$			
	$\gamma = 0.7227$			

## 12 そ の 他

この特措料金表において定義のない言葉の意味およびこのおうち料金表に定めのないその他の事項については、需給約款に定めるところによるものといたします。

**附 則**（実施期日）

この特措料金表は、平成 30 年 7 月 1 日から実施いたします。





平成 30 年 7 月 1 日



東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
S B パ ワ ー 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 社 長 馬 場 一  
〔小売電気事業者登録番号：A0186〕